

令和6年度 大隅地域助産師奨学資金 募集要項

大隅4市5町保健医療推進協議会

助産師の養成施設に在学中で、将来、大隅地域の分娩を取り扱う医療機関で助産師の業務に従事しようとする方に対し、奨学資金を貸与します。

1 貸与の対象者

奨学資金貸与の対象者は、次の要件をすべて満たしている方となります。

- (1) 助産師の養成施設に在学中の方
- (2) 助産師の養成施設を卒業後、直ちに大隅地域の分娩を取り扱う医療機関で助産師として業務に従事する意志のある方

※助産師の養成施設とは、保健師助産師看護師法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校及び同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所を指します。

2 奨学資金の額

月額15万円以内で申請者が希望する額

3 貸与期間

大隅4市5町保健医療推進協議会会長が定める開始月から助産師の養成施設を卒業する月まで
※最大2年間とし、休学期間・停学処分を受けた期間は、貸与休止となります。

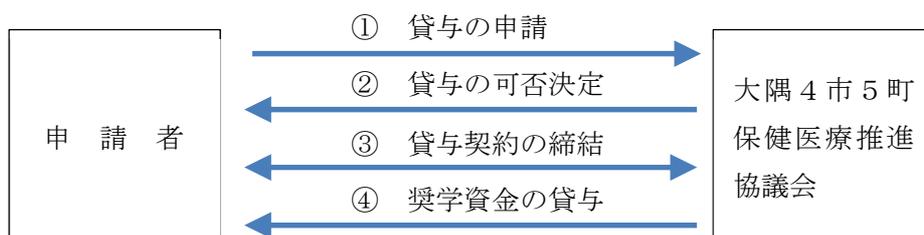
4 奨学資金の返還

助産師の養成施設を卒業した日から2年以内に助産師の免許を取得し、直ちに助産師として大隅地域の分娩を取り扱う民間医療機関に5年間勤務した場合、奨学資金の返還を免除します。

※貸与契約解除となった場合や免除要件に該当しない場合など、貸与を受けた奨学資金は返還していただきます。原則として、10年以内に返還となります。(月払い・半年払い)

※助産師としての在職期間が5年間に満たない場合、奨学資金は返還していただきますが、在職期間に応じて返還額が一部免除されます。(例：3年間勤務した場合、貸与を受けた奨学資金のうち60%分の返還が免除され、残り40%分を返還する。)

5 奨学資金貸与までの流れ



裏面もご覧ください

6 申請に必要な書類

- (1) 大隅地域助産師奨学資金貸与申請書（第1号様式）
- (2) 奨学生推薦書（第2号様式）
- (3) 助産師養成施設等の在学証明書又は助産師課程を履修していることを証明する書類
- (4) 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書（3か月以内に取得のもの）
- (5) その他大隅4市5町保健医療推進協議会会長が必要と認める書類

※貸与決定後、貸与契約を締結する際には、申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（3か月以内に取得のもの）の提出が必要です。

7 申請方法

「6 申請に必要な書類」に記載した書類一式を、大隅4市5町保健医療推進協議会事務局に提出してください。

8 申請受付期間

随時受け付けています。（ただし、定員になり次第終了とさせていただきます。）

9 その他注意事項

- ・申請後、当協議会が貸与の要件を満たさないと判断した場合、奨学資金の貸与はできません。
- ・年度始めの奨学資金の交付は、6月頃から開始します。例えば、4月から貸与開始の場合、6月頃に4、5月分を一括で交付しますので御了承ください。
- ・申請のあった貸与額が、当協議会の予算額を超えると、その年度内の貸与ができない場合があります。
- ・貸与対象期間は、大学等の助産師養成校に在学中において、助産師取得に向けた科目を履修している期間とします。
- ・当協議会による奨学資金の貸与は、令和6年度末までの実施予定です（令和6年5月現在）。
- ・当協議会総会及び書面協議に基づく決議事項等により、令和6年度以降の貸与については、各年度の予算が決定してから、奨学資金の貸与制度が施行されますので、御了承願います。

【お問合せ・申請書類の提出先】

大隅4市5町保健医療推進協議会事務局
（鹿屋市 保健福祉部 健康増進課内）
〒893-0007
鹿児島県鹿屋市北田町11番6号
（鹿屋市保健相談センター）
電話 0994-41-2110 FAX 0994-41-2117
E-mail kenkou@city.kanoya.lg.jp